

# 経済政策に対する提言

平成 18 年 11 月

 社団法人 **中部経済連合会**

## 目 次

第 部	平成 18 年度と平成 19 年度の経済見通し	1
第 部	経済政策に対する提言	2
第 1 章	公的部門の構造改革の推進	2
(1)	地方分権・行政改革の促進	2
	地方分権のさらなる推進	2
	a) 国の関与・規制の撤廃	2
	b) 地方自らが行う行政改革	3
	地方交付税制度の改革	3
	道州制の実現とそれに向けた住民・企業の積極的な行政参画	3
	a) 住民や企業の地方行政参画	4
	b) 議会の機能強化	4
(2)	簡素で効率的な行政システムに向けての改革	4
	郵政民営化	4
	政策金融改革	5
	特別会計改革	5
第 2 章	新たな成長に向けての基盤の整備	5
(1)	公共サービス改革の推進による経済の活性化	5
(2)	新産業の創出に向けた環境整備	5
第 3 章	人口減少・少子高齢化社会への適応	6
(1)	社会保障の一体的見直し	6
(2)	フリーターなどの再チャレンジ支援	6
(3)	仕事と子育ての両立支援	7
第 4 章	魅力ある地域づくり	7
(1)	地方分権による新たな地域開発	8
(2)	内外交流の促進による地域の活性化	8

## 第 部 平成 18 年度と平成 19 年度の経済見通し

わが国経済は、輸出の拡大などを背景に、生産が緩やかながら増加傾向を維持しており、設備投資も企業収益の改善に支えられて拡大基調にある。さらに、雇用や所得の持ち直しにより個人消費も緩やかな増加を続けるなど、景気拡大が続いており、18年度の実質GDP成長率は2.5%程度になるものと期待できる。

19年度については、好調な企業収益などを背景として、設備投資が拡大基調を続けることや、雇用・所得環境の改善を通じて個人消費も底堅く推移するものとみられる。しかしながら、米国において、高止まりするエネルギー価格や金利の上昇により個人消費や住宅投資が緩やかに減速していくことから、わが国の輸出にも下押し圧力がかかるため、景気拡大のテンポはやや鈍るものとみられる。以上のことから、19年度の実質GDP成長率は2.0%程度となるものとみられる。

(単位：%)

	17年度 (実績)	18年度 (予測)	19年度 (予測)
実質GDP成長率	3.2	2.5	2.0
民間最終消費支出	2.3	1.9	1.8
民間住宅投資	0.2	1.3	1.8
民間企業設備投資	7.5	9.0	4.1
政府最終消費支出	1.5	0.6	1.1
公的固定資本形成	1.4	7.2	4.4
財貨・サービスの輸出	9.1	7.1	4.7
財貨・サービスの輸入	6.5	6.3	4.7
名目GDP成長率	1.8	2.1	2.3

## 第 部 経済政策に対する提言

わが国経済は、堅調な輸出や企業の設備投資に支えられ、戦後最長の景気回復が続いているものの、国及び地方の財政は依然として厳しい状況にある。人口減少・少子高齢化が本格化する前に、国と地方の公的部門の構造改革をより一層加速させるとともに、規制緩和やイノベーションによって民間企業の成長力・競争力を一層強化して、新しい成長に向けての基盤整備による経済の活性化を図ることが必要である。その上で財政再建については、国民負担の最小化に向け、歳出削減に全力で取り組むとともに、消費税を中心とする抜本的・一体的な税制改革を推進し、将来世代への負担の先送りを回避することが求められる。

### 第 1 章 公的部門の構造改革の推進

わが国の公的部門の債務残高は、国と地方を合わせて 800 兆円に迫っており、まさに破綻寸前の状態にある。累積する債務をこのまま放置しておけば、国債の大幅な下落（＝金利の高騰）を招き、日本経済を再び構造的な停滞に落とし込むことになりかねない。「官から民へ」「国から地方へ」という公的部門の構造改革は、まだ緒についたばかりであり、この改革の推進なくしては、持続可能な成長は望めない。

#### (1) 地方分権・行政改革の促進

##### 地方分権のさらなる推進

地方が、地域の実情に応じて自主的な住民サービスを提供する地方分権を進めることにより、無駄な事業を削減し、行政を効率化していかなければならない。そのためには、さらなる国庫補助負担金の廃止・見直しと税財源の移譲などの改革が不可欠である。

##### a) 国の関与・規制の撤廃

平成 12 年 4 月に施行された地方分権一括法により、国から地方への一定の権限移譲が行われたものの、依然として地方の事業に対する国の規制が多いことから、実務面において地方単独での事業の権限がない。

国庫補助負担金が廃止されたにもかかわらず、一般財源化された事業であっても、国庫補助負担金の交付条件としての設備などの設置義務が残されたままであるため、自治体の財政上の自由度がほとんど高まっていないケースが多く見られる。その結果として、住民の意見や意向が的確に行政に反映されず、地域の実情に合った事業が実

施できないなど、自治体の判断と責任による行財政運営を阻害している。

したがって、こうした国の関与・規制を無くし、真に実効ある自治体の事業運営を実現するためには、その事業に対する直接の権限だけでなく、それに関連する事務規制などのあらゆる権限を移譲すべきである。

#### b) 地方自らが行う行政改革

国は、全国の自治体に対し、「集中改革プラン」の策定を義務付け、地方の行政改革を全国一律に形式化しようとしているが、地方の自立と責任のもと、各自治体の実情に対応した真に必要な改革を行う観点から、自治体の改革は、その自治体自らの創意工夫に任せるべきである。

これにより、地方も国への依存体質から脱却し、全国一律、画一的な施策を転換し、住民の負担に見合った効率的な行政の実現に向けて、各地域の創意工夫にあふれた自由なサービス競争を展開していくべきである。

#### 地方交付税制度の改革

地方分権の進展に伴い地方交付税の財源保障機能は縮小させていくべきであり、国の担保する範囲は基礎的な行政サービスに限定されるべきである。財政調整機能については、地方税収の偏在性が抜本的に改革されないかぎり財政力格差を是正するために必要である。

なお、地方財政のモラルハザードを防ぐ観点からは、地方交付税交付金の算定基準の簡素化・透明化が必要であり、歳出全体も含めた徹底的な情報公開も合わせた制度改革が早急に求められる。

#### 道州制の実現とそれに向けた住民・企業の積極的な行政参画

わが国における行政の現状をみると、その地域において判断することがふさわしい地域独自の課題に関しても、国による必要以上に画一的な対応が強いられており、住民ニーズからの乖離が生じている。道州制は、こうした現在の硬直化・肥大化した中央集権型システムを改め、地方が自らの判断と責任において施策を決定し、実行できる仕組みであり、住民にとってより身近な政府において行政サービスが行われることにもつながることから、道州制の実現に向けた強力な取り組みが求められる。

このような道州制を十分に機能させるには、住民や企業の参画が不可欠であり、そのためには現行の都道府県体制においても今から時間をかけて、地方行政への意識を高め積極的な参画を図っていく必要がある。また、自治体の意思決定機関となる議会は、現在よりも相当多様な民意を反映させる場となることから、極めて重要な役割を

担うこととなるため、その機能の強化が必要である。

a) 住民や企業の地方行政参画

住民の地方行政に対する関心は、平成の大合併により一定程度高まったものの、依然として地方選挙の投票率も低く、首長の参加する住民懇談会などへの参加者も非常に少ない状況である。自治体は、行政施策決定に至るまでのプロセスの透明性を高め、誰にでもわかりやすい情報の公開に努めるとともに住民や地域の企業が参画しやすい行政運営が求められる。

b) 議会の機能強化

近年の議案の多くが様々な分野に亘っており、その内容も複雑化・高度化が進んでいるため、議案の十分な審議が困難になり、議会が行政に対して十分に牽制機能を果たしきれていないことから、議員の行政監視・政策立案機能をサポートする仕組みを作ることが必要である。

また、地方議員の選出において、自治体住民の大半を占める一般的な会社員の場合、地方行政に関心はあっても、選挙活動時の負担の大きさや落選した場合に復職が難しい点で立候補を断念せざるをえない状況にある。議員の多様な人材発掘による議会の活性化のため、普通の会社員が立候補しやすい仕組みを作るべきである。

(2) 簡素で効率的な行政システムに向けての改革

肥大化して非効率化した特別会計を中心とする公的部門をスリム化していくためには、資金の流れを「官」から「民」へ変えていく必要がある。また「官」が担ってきた事業についても、「民」でできるものは「民」に任せていくべきである。

郵政民営化

持ち株会社の「日本郵政」がまとめた事業計画では、貯金、保険の金融2事業を中心に、新規業務への進出を含む業務の大幅拡大を目指している。しかしこの金融2社は完全民営化まで10年もかかり、その間、政府の関与が続くだけに、事業拡大は地域金融機関や民間保険会社を中心とした民業を圧迫する恐れが強い。商品への政府保証はなくなるが、「みえない政府保証」に期待して集まる資金は多いと予想され、その優位さがある間は、同業他社に影響の大きい業務を見合わせるとともに、10年という株式売却の期間についても大幅に短縮すべきである。また市場への影響を極小化するためにも、巨大すぎる経営規模の縮小が必要である。

## 政策金融改革

中小企業金融公庫など5機関が統合する新会社では、統合による業務効率化に向けた具体的な削減策が示されておらず、効率化の道筋は不透明であることから、統合・業務の縮小による成果を早急に示す必要がある。また、民営化される2機関については、民間金融機関とのイコールフットィングを確保するとともに、中立、公平といった性格と、事業評価の能力や全国的なネットワークなどの経営資源を活かして、完全民営化に向けた新しいビジネスモデルの構築が求められる。

## 特別会計改革

一般会計化や独立行政法人化にとどまらず、市場化テストを積極的に活用していくことで、特会事業の抜本的な整理・合理化を目指すべきである。

## 第2章 新たな成長に向けての基盤の整備

### (1) 公共サービス改革の推進による経済の活性化

これまで官が独占してきた公共サービスに本格的な競争原理を導入する「市場化テスト」の実施は、人件費を含む政府の大幅なコスト削減となるだけでなく、官業を民間に開放することで経済の活性化にもつながる。しかしながら、民間が「市場化テスト」を通じて官業に参入したいと考えている事業は300もある中で、来年度の参入対象事業はごく一部であるにもかかわらず、これまでの仕事を奪われたくない省庁の抵抗はかなり強いものがある。入札対象事業の選定や実施状況を監視する監理委員会がその役割を十分に果たし、民間が求める事業が省庁の抵抗により見送りになることのないよう新政権による強いリーダーシップが発揮されるべきである。

### (2) 新産業の創出に向けた環境整備

豊かで強く魅力ある日本経済を実現するには、成長力や国際競争力を強化する取り組みによって、明るい未来があることを示すことが重要である。

エネルギーや環境、複合素材、医学、ナノテクノロジー、宇宙など、幅広い分野で世界的に取り組みが進んでいる技術革新の成果も取り込んだ、新産業や高付加価値産業の育成が求められる。さらに、これらの多くの技術の要となる希少金属については、国際的な争奪戦が激化しており、今後、安定的に確保できない事態が生じる恐れがあることから、代替物を見出す技術の一層の革新に努め、「材料革命」を先導し、それを「ものづくり」とうまく合体させることでいち早く実用化への道筋をつけるといった取り組みが必要である。

これらの目的を達成するためには、まずは規制緩和などによって民間活力を引き出すべきであり、国による財政支援は最小限に留めるべきである。個々の支援については、数値・成果の目標を明確に掲げるとともに、当初設定した期間でその達成度合を厳格にチェックし、目標が未達の施策については、廃止することが必要である。また、科学的思考を身に付けた人材の育成のための教育改革の推進や、世界の多様な人材を活用するという観点から、外国人の研究者などが安心して住める住環境・教育環境などの整備を進めることも必要である。

### 第3章 人口減少・少子高齢化社会への適応

昨年からはまった人口減少は、政府の予測を超えて進んでおり、これからそのスピードを高めながら、少なくとも数十年は続く見込みであることから、少子化対策だけでなく、人口減少適応策も喫緊の課題となっている。少なくなる人口で成長を確保するには、経済的負担の再配分や人材の有効活用により経済の活力を維持していく必要がある。

#### (1) 社会保障の一体的見直し

少子高齢化の進展に伴い、社会保障に対するニーズは高まる一方であり、財政健全化を進める中においても、社会保障費用の増加は避けられない。その費用を捻出するためには、まず社会保障全体のグランドデザインを描き、給付内容についての国民的合意を形成する必要がある。その次に、保険料と税の負担バランスを決め、最後に税の追加負担を決めるべきであり、このような国民全体に関わる費用に対する負担については、あらゆる世代が公平に負担できる消費税に求めるのが最も適当である。

#### (2) フリーターなどの再チャレンジ支援

景気拡大による人手不足の高まりや、団塊世代のリタイアへの対応などから、新卒者の就職環境にはかなりの改善がみられるものの、既卒者までには十分に広がっておらず、依然として約200万人ものフリーターが存在している。こうしたフリーターのような新卒採用のルールから離れた人については、十分な職業能力や経験を蓄積できないまま、不安定な雇用に固定化されがちな状況が続いていることから、経済的な格差の拡大に対する懸念が高まっている。

さらに今後においては、人口減少・少子高齢化の進展により、毎年数十万人規模の労働力の減少が避けられない状況の中で、経済活力の維持・強化に必要な人材を確保していくには、若年者や女性の活躍の場を拡げていくことが重要であり、こうした人



達の「再挑戦」を可能とする就業支援システムの整備などが不可欠である。

さらに、こうした活躍の場を拡げていくことは、人材の確保のみならず、若者の経済的不安定性の解消や、子育てに対する経済的負担感を軽減することを通じて、少子化対策にも大いに貢献することとなる。

### (3) 仕事と子育ての両立支援

人口減少・少子高齢化が予想を上回るスピードで深刻化している中、子育てに対する負担感の増大や、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れなど、出産・子育てを阻害している社会的要因を早急に取り除いていくことが必要である。

両立支援については、次世代育成支援対策推進法などを通じて、両立に必要な制度はほぼ出そろいつつあるものの、周囲への負担の大きさや代替要員の問題などから実際は利用が困難で、仕事を続ける希望を持ちながらも出産を機に退職せざるをえないケースが多いことが問題となっている。保育サービスとの関係でより利用しやすい仕組みに改めるとともに、職場復帰後の子どもの病気やけがの際など個別のニーズに対応した柔軟な運用が必要である。

また、出産・育児などで一旦職を離れた人についても、現状では、正社員に復帰することが非常に困難で、所得の低いパート・アルバイトとして就業するしかないのが現状であるが、こうした人材を戦力化できれば労働力の供給増も可能となる。そのためには、仕事を中断する人に対して、身分やキャリアを保障する仕組みを作るなど仕事と子育ての両立を可能とする環境の整備とともに、育児中や子育て後の女性に対する能力開発や情報提供によって、キャリアの再開や希望に沿った就職の実現などに向けた再挑戦の道を開くことが必要である。

一方、経済的支援としては、児童手当の拡充などとともに、税制面からの支援策も重要である。税制優遇措置としては、共働きのサラリーマンなどを手厚く支援するために、幼稚園・保育所やベビーシッターなどの費用の所得控除を認める“子育て支援控除（仮称）”の導入が効果的であると考えられる。

## 第4章 魅力ある地域づくり

今後の人口減少社会の到来にあたっては、少なくなる人口をめぐって、都市部 地方だけでなく、都市部 都市部や地方 地方においても、地域間競争が激化してくることが予想されるので、魅力ある地域づくりに取り組む必要がある。

## (1) 地方分権による新たな地域開発

従来型の中央集権的・画一的な公共事業は、地域経済の自立・活性化の点からは、必ずしも効果が高いとは言えなかった。地域のニーズを踏まえ、地域としての確固としたインフラ活用策を持たなければ、人や資本が大都市部に吸い上げられるスロー効果を招くだけになりかねない。

地域が権限と責任を持ち、インフラ整備や工場誘致といったハード面だけにとらわれず、ソフト面も視野に入れて自らの特色を活かせる分野を開拓して集中的に資源を投入し、地域が自らの力で利益を上げられるような仕組みを作っていく必要がある。そのためには、地方の政策の自由度を制約している補助金の改革や地方の自立のための税源移譲などにより、地方分権をさらに進める必要がある。

## (2) 内外交流の促進による地域の活性化

地域の魅力を高めて、内外の様々な個性や機能を持つ人や地域との交流や連携を促進することで、地域経済を活性化することができる。そのためには、世界に開かれた国際ゲートウェイとなる空港や港湾、高規格幹線道路などの陸・海・空の総合的な交通ネットワークを活かし、内外の交流を活発化していくとともに、こうしたインフラに、情報ネットワークなどのソフト面の交流基盤を絡めていくことが必要となる。また、観光振興においても、国際競争力のある広域観光交流圏の形成に向けて、当地域の豊富な観光資源の広域的な連携を強化し、より一層の振興を図ることが重要である。